

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その翌日)

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）
中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）
漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

告示

鳥取県告示第二百三十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の

一部を次のように改正し、平成九年三月二十八日から施行する。

平成九年三月二十八日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に、「年〇・八一五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等につくの承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等につくの承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

いて)の一部を次のように改正し、平成九年三月二十八日から施行する。

平成九年三月二十八日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年三・一五パーセント」を「年三・〇五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年一・九パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百四十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年三月二十八日から施行する。

平成九年三月二十八日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・七五パーセント」に改め、同表の二の項から九の項までの規定中「年一・六五パーセント」を「年一・六パーセント」に「年一・四五パーセント」を「年一・四パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百四十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年三月二十八日から施行する。

平成九年三月二十八日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・九パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百四十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年三月二十八日から施行する。

平成九年三月二十八日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・四パーセント」を「年三・三パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、二の表中「年一・五五パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、三の表中「年四・五五パーセント」を「年四・四パーセント」に改める。